

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（増田 清君） ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（須田信輔君） 朗読いたします。

平成20年3月26日、下田市議会議長、増田 清様。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者 下田市議会議員 伊藤英雄、同じく大黒孝行、同じく藤井六一。

議第22号 平成20年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 2分休憩

午前10時11分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告の件があります。

3月19日、萩原聰治下田商工会議所会頭、山本政喜下田市観光協会会長、丸山 修下田温泉旅館協同組合理事長及び松本幸吉 下田料理飲食組合組合長の連名で、水道使用料料金改定実施の延長に対する要望書の提出がありました。

その写しを配付してありますのでご覧ください。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議第 15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第 19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算、議第 23号 平成 20年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第 24号 平成 20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第 25号 平成 20年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第 26号 平成 20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第 27号 平成 20年度下田市老人保健特別会計予算、議第 28号 平成 20年度下田市介護保険特別会計予算、議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第 30号 平成 20年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算、議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算、以上 19件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8 番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1 ) 議第 14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定について 。

2 ) 議第 17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 。

3 ) 議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 。

4 ) 議第 19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

- 5) 議第 20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。
- 8) 議第 24号 平成 20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 9) 議第 26号 平成 20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(本委員会付託事項)。
- 10) 議第 27号 平成 20年度下田市老人保健特別会計予算。
- 11) 議第 28号 平成 20年度下田市介護保険特別会計予算(本委員会付託事項)。
- 12) 議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(本委員会付託事項)。
- 13) 議第 30号 平成 20年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 14) 議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算(本委員会付託事項)。
- 15) 議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算(本委員会付託事項)。

## 2. 審査の経過。

3月17日、18日、19日、21日、24日の5日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、内田福祉事務所長、河井健康増進課長、村嶋税務課長、藤井環境対策課長、滝内産業振興課長、藤井観光交流課長、井出建設課長、磯崎上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第 14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第 17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第 19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 24号 平成 20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 26号 平成 20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 27号 平成 20年度下田市老人保健特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第 28号 平成 20年度下田市介護保険特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第 30号 平成 20年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 議第 14号の後期高齢者医療に関する条例の制定について、まずお尋ねを申したいと思います。

75歳以上の高齢者を別枠にして抱え込むと、こういうば捨て山と言われるような医療制度の私は改悪であると思うわけですが、一般質問の中でも、年金が月額1万5,000円以下のこういう方からは普通徴収で徴収すると、こういう形になっているわけですね。75歳以上の方が約4,000人いると、そのうちの恐らく2割ぐらいがこの1万5,000円以下の普通徴収の対象になるのではないかと。そうしますと、介護保険と合わせますと約1万円、1万5,000円ももらっていないお年寄りから1万円近くの徴収をするのかと、こういう質問をしました。その徴収率はどうなるのかと、この質問の中で、料であるので2年間納めなければいいんだと、こういうぐあいに理解がされるような答弁もあったかと思うわけですが、その点どんな審査をされたのか、大変滞納が多くなるのではないかと、そしてこの制度がスムーズにいく財政的な補償というのがきっちりされるのかという点が1点であります。

それから、後期高齢者の医療制度ですから75歳以上の方々の医療のレベルはどうなるのかということが大きなポイントのもう一つであろうと、私は思うわけでありまして。その点が具体的にどうなるのかと。1つの例を挙げれば、特定健診等はどうなるのか、国の法律では努力義務だと、やらなくてもいい、健診から外していいというような仕組みを進めていくのかと、この点がどう議論をされたのか、まずもってお尋ねをしたいと思います。

議第 18号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、どんな審査をされたかお尋ねを次にしたいと思います。後期高齢者の医療制度に伴いまして、その支援費の配分をするという必要からこの改正があったかと思うわけですが、依然国民健康保険が県下

一高いとも言っているような状態にあると、しかもこの固定資産税割というのが大変高く、市民に負担を大きくしているという現状があると。ただ、国保の今の税率を新しい制度に合わせて区分するといえますか、分配しただけでありますので、値下げといえますか、そういう市民の要望に対して全くこたえていないと、この点をどう議論をされたのか、まずお尋ねをしたい。1億円からの積立金があり、今年度も恐らく決算においても余裕金が出るであろうと、国保料の取り過ぎだと当然1世帯1万円以上の引き下げができるという運営形態になっているという指摘をしてきているわけですが、その点がどう議論をされたのかお尋ねをしたい。

それから、やっぱり国民健康保険の70歳から74歳の方たちの特定健診、これがどういうぐあいに進められるのかという点と、これは国保とはちょっと外れますけれども医療という観点からいきますと、社会保険の扶養になっている人たちの特定健診はどのように下田市ではやろうとしているのか。全くその人たちが対象から外れて宙に浮いてしまうようなことがそのままですと想定ができるわけでありますので、その点どう議論されたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、議第21号はやむを得ないものという結論を出されたようでありますが、1つは公共料金審議会に係る議案と入場料を取るということでありますので、公共料金審議会に議案として出していると思います。1月22日のこの審議会の記録や資料を見ますと、ここで審議されて答申が出された内容は、3カ所から全公園を使って入園するというのではなくて、あじさい園という表示のある天守閣の近くから連杖台のあたりを2カ所のゲートを設けて一周をすると、こういう枠組みで答申をかけています、状況が。ところが、議会に出されたのは、このかけた案とは全く基本の部分で違う城山公園全山を使うと言ってもいいような計画になっているわけです。

そして、予算上はこれらを見てきますと、当初の案で2カ所でやった予算で組んであるというぐあいに思わざるを得ない、そういう実態になっています。まさに、議会にかけた案は、公共料金審議会にかけた案と違う案、そういうもので出されたら、こういうぐあいに理解をせざるを得ないわけですが、その点のところが審査がどうされたのかと、その点は一般質問の中でも当初この2カ所で計画したのではないかと、それが何で全山になったんだと、こういう質問は当然出ていると思いますので、その点は審議会の中でどう審議をされたのかと。

それから、この決定に当たりまして、2回の政策会議をもって決定をしたと、こういうぐ

あいな当局の姿勢になっておりますが、この当局から出されております下田公園整備基本計画、平成14年5月に市自身が出している計画書によりますと、そういうものは政策会議で決定すればいいというような仕組みになっていないわけですね。なぜなっていないかといいますと、この計画書を見ますと、城山公園、下田公園は、国立公園第2種の特別地域であると、保安林があると、魚付保安林があります。下田市指定の文化財、天守台及び空堀等があります。これは、市の文化財保護条例にかかわるものだと。

それから、埋蔵文化財包蔵地、下田公園全域だと、文化財保護にかかわるものだと。こういう地域であるので、それぞれの担当者が話し合って、この計画をつくっていきましょうと。市民もある場合には交えていきましょうと、こういう方針が市自身が出しているわけですね、状況は。

ところが、2回の政策会議でこれらの検討がなされないままこの議会に出してきていると、こういうぐあいに私は理解をするわけでありますが、ここら辺の問題をどう議論をしてきたのかと。具体的に申しますと、下田市公園整備検討委員会、こういうものが下田市にはあるわけです。下田市公園整備検討委員会、次の課をもって構成する。建設課、観光商工課、生涯学習課、総務課、振興公社、市長公室、こういう課で組織して14年5月に検討していると。少なくとも、こういう当然の手順を踏んでこの計画が実施されなければならないと私は思うわけです。委員会の中でこういう資料が出されたと思うわけです、委員の皆さんに。こういう手づるをきっちり担当課を呼んで審査をされたのかと、もしされてないとすれば、それは審査不十分だと言わざるを得ないと思いますので、ご検討をいただきたいと。

それから、聞くところによりますと、この委員会におきまして、このあじさい園の入場料の問題は、可否同数3対3になったと、委員長採決でこれが通ることになったと、こう聞き及んでおりますが、事実かどうかと。

それから、議会制民主主義の一般論とすれば、当然可否同数のときは現状維持の原則、保守主義の原則がありまして、議長はそれを否定をすると、現状を変えないと、こういう立場をとるべきと議会運営上の大きな原則があると思いますが、委員長としてあなたはその原則を大きく踏み外したと、私は思うわけであります。なぜそのような、大きく踏み外すような結論を委員長として出されたのか。

さらに、この入場料を取って整備をしていくということでありますので、当然これは市の施設ではあっても市だけで決定していいような問題ではないと。あじさい祭の実行委員会あるいは実行委員会に入っていないそれぞれの団体の方々も呼んで、委員会として意見を聞く

と、その人たちのためにこの整備をしていこうというような側面もあるわけですから、議会から出されたものをただ委員会で審査すればいいのではなくて、直接それにかかわる市民の皆さんから、団体から、意見を委員会として聴取をすると、こういうことが当局から自立してきっちりとした当局提案の議案をチェックをすることができる、この基本中の基本を委員長としてあなたはしてこなかったと、私は思うわけです。

例えば、料飲組合の会長さんというんでしょうか、ある議員が一生懸命有料化奔走しているけれども、私は反対です。観光関係の中にも古くから公園の入場料を取れという意見と、取っちゃいかんよと、こういう2つの意見があると。そして取ってはいけないという意見が大勢を占めてきたと、そういうことが言われておりますし、市民に聞きますと、何で入場料なんか取るのかねと、こういう意見が大勢を占めているわけでありまして。しかもその結論を出すに当たって、関係団体から、なぜ意見を聴取するという公聴会を開くなり聴取するというのをやらなかったのか。しかも、25日一日この日程を見ますと余していますね、日程を。とんでもない、この委員長としての欠陥のある審査の仕方ではないかと、こう思うわけでありまして。やり直しが必要だと思います。

それから、何よりもこの条例につきましては、建設課の都市公園と言いながら自然公園的な側面を持っている公園であると思っております。自然公園、海水浴もそうですけれども、どなたでもそこに立ち入ることができる、自然を楽しむことができる、しかも料金を取らないと、公園のそれは基本原則だと思うわけです。それを逸脱するようなことをしようというわけですね。しかも何のためにするのか。公園の整備のためにすると、こういう意見と、もう一方はそうじゃないと、公園の整備じゃないと、あじさい祭のイベントができないからイベント費用に充てるために有料にするんだと、こういう言い方をしているわけですね。何かおかしな議論だと思うわけですね。イベントができないから料金を入場料としてもらうんだと、200円もらうんだと。ある場合には100円を小さい子はもらうんだと。こういうことであるとすれば、お客さんをおもてなしして、この下田へ来てあじさいの花を楽しんでもらおうと、この観点が全く逆になって、その人たちからお金をいただいてイベントをやろうと、おかしんじゃないかと思うわけです。どういう審査がそこでされたかというのが1点であります。

とりあえず、以上お尋ねをいたします。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それではお答えをいたします。

まず、議第 14号の後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございますけれども、これはご存じのように、後期高齢者の根幹にかかわる国の法律にかかわることについては、今回の条例では審査はいたしておりません。この後期高齢者を受けて下田市で どのような事務事業をするのかという条例制定でございますので、議員の言われているような後期高齢者、とんでもないというようなことについての審査は委員会ではいたしておりません。ただ、あえて言いますと、やはり後期高齢者医療というのは、現役世代がもうこれ以上少子高齢化の中で支え切れなくなっている、高齢者の皆さんの医療費を支え切れなくなっているということで、何とか現役世代並みの所得を持っている方にせめて少しでも医療費をとということで出発したのが、この後期高齢者制度であると思います。特に 150万円以下の所得の方には均等割のみであると、それも 168万円以下の所得の方には7割軽減と いうのもありますし、月額ですれば静岡県の均等割 3万 6,000円を計算すると、およそ 900円ぐらいであるというようなことの中からスタートしているのが後期高齢者医療制度であると思います。ただ、先ほども申したように、委員会においてはそのような後期高齢者医療云々という審査はいたしておりません。

それから、議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですけれども、今回の条例は支援金というふうに、後期高齢者医療の支援金にどれほどのものが国民健康保険の中から分かれていくのかという金額、これは 資産割または均等割等の医療費の金額を定めているというようなものが主な条例内容でございます、これがただ、じゃ両方出すと同じじゃないかということですが、今議員の言われたような 値下げに言及しなかったのかということですが、そこまでは審査はしておりません。ただ、値下げをする云々の問題というのは、本算定の決定した、この後の議会で審議するのが妥当であるというふうに思いますし、今回の委員会ではそのようなものには言及をいたしませんでした。

それから、70歳から 74歳の前期高齢者の方々の特定健診はどうなるのかということですが、これも、当局からのことだと、75歳以下の方々の特定健診というのは義務化はされていないということで、そういうような話はございましたけれども、深く追及 するような委員会での審査というものはございませんでした。ただ、社保の先ほど言われた社会保険の方々の特定健診はどういうふうになっていくのかということですが、これは各社会保険内に、いろいろな被用者保険というんですか、のほうでやっていただくということでございます。

次に、議第 21号の都市公園のことにつきまして、公共料金審議会では狭い範囲で諮問して答申が出ているということでもあります。確かにその時点ではそのような審議の内容だというふうに聞いております。

それから、ただ有料化にして広い範囲にするということについては、この公共料金審議会の、審議会を開くという時間的な余裕などもなかったということの中から、各委員の方々に連絡をして一人一人に了解をいただいたということを当局のほうから聞いております。

それと、予算上は当初のものであったというふうに、この予算書を見ると思えるということでもありますけれども、人数とかそういういろんな予算上人数などに当たっては確かに我々委員の中でも当初の人数等でやっているんじゃないかというようないろいろな意見もございましたけれども、当局からは少な目に見たもので出しているという、そういうような当局の説明でありました。

それから、2カ所がなぜ公園全体になったのかということですが、これにつきましては、観光関連業者が確かに期間的にはかなり短い期間で決定したという経緯があるわけですが、本会議でも説明あったと思うんですが、観光関連業者が当初船賃を何カ所も取るのはどうもよくないというような話でスタートして、できれば全体、そういう審議の中から、できれば公園全部を料金を取るというもというような話で進んできて、これは観光関連業者のたつての要望ということであるということ聞いております。

それから、3対3になったというふうに聞いているけれどもというような話でございましたけれども、委員長が最後に決めたというようなことを言われて大変不満なようなお話、今質問でございましたけれども、確かにそういうような形になりましたけれども、あくまでも4名の委員がこの原案について賛成をしたというふうに見てもらえればよろしいかというふうに思います。

それから、予備日があって、おかしいんじゃないかと、本当に審査をしっかりとったのかというようなことでもございましたけれども、この都市公園についてはしっかりとした審査を十分に行いまして、しかしその結果、総務文教委員会と違まして1日予備ができたということでございます。

それから、下田公園は自然公園であってこのような観光のための公園ではないというようなことでもございましたけれども、もう既にあじさい園という今現在の形になっておりまして、下田の疲弊した観光を少しでもこのあじさい祭で盛り上げたいという観光関連の方々のたつてのもので、しかしそれがだんだん寂れてきていると、それを何とかしたいというこ

とで有料化も悪くはないんじゃないかという、そういう中からこの有料化が進んできたというふう聞いております。

それから、もしこれが有料化ができたならば本当に史跡等もしっかりとわかるような形にしたいというような当局からの説明もございました。

ちょっと抜けているところもあるかもしれませんが、以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 当初の計画のまま予算等々含めた計画を出してきたと、議会に出された議案と違う内容の予算あるいは計画になっているということを委員長としてご存じだったか、それを改めてお尋ねしたい。もし出された議案は当初の2カ所でやる、こういうようなものを訂正もしないでそのまま議会に出して審議に出したということになれば、これはもう全く議会軽視も甚だしい。基本的な部分での議論の資料が全く違うと、こういうことになると思いますので、そこをどのように委員長として考えているのか再度お尋ねをしたい。

それから、公園のあじさいにつきましては、かつては1日1万人訪れてくれると、30万人からの方たちが利用してくださっている。大変それが状況が観光不況等々もあって観光発表が18万人だと。そしてさらに当局の調べによりますと、今年の6月16日土曜日、調べたら2,000人だと。この数からいくと3万人だと。こういう形にあじさい公園を訪れる人たちの数がいわゆる踊っているわけですね。どこに実態があるのか。そして 舳といいですか、渡し船を利用する人たちは1万2,000人だと。そして今度の予算は1万8,000人で315万円ですか、収入を見るんだと。あじさい祭というのは1万8,000人来ればいいというようなそういう想定で予算を組み、この祭をしようとしているのか。こういうことが当然問われる内容になっていると思うわけです。どういう立派な祭にしようとしているのかと、そのことからいくと全くずさんな計画、ずさんな想定と言わざるを得ないと思うわけです。そのずさんを委員会としてどう審査されたのか、委員長として見過ごそうとしているのかと、こう言わざるを得ないと思うわけでありませう。

3点目は、舳の問題も出されましたが、この実行委員会を含めてたしか市長からの説明も、2カ所で舳に100円と、往復200円、そしてあじさい園の入場に200円ということでは、なかなかお客さんの訪れてくる皆さんの理解を得られないだろうと、不便もあるし一括したいと、こういう話であります。それならばそれは具体的にどうなったのか、どうしようとしているのか、一つにまとめようという話はしておりますが、当然それを実行する方々を招いて委員会としてどうするおつもりですかと、どのようなサービスを提供しますか、料金は幾らに

しますかと、こういう審査はしなければならないと思うんです。あなたは十分の審査をしたと言いますが、そのところの審査をどうしたんですか、全く欠落しているじゃないですか。今時点で、渡し船に幾ら取って、幾らのあじさい園の入場料を取ってやろうとしているんですか。実行委員会あるいは町は、市はどういうぐあいにそこをしようとしているんですか。お尋ねします。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 議会に出された議案と別なものを審査してきたんじゃないかということですが、我々委員会はこちらに出ております議第 2号の審査内容、提案理由とかそのほかにあります有料化のこととか、あじさい園の入園料を幾ら取るということの内容で審査をしております。

それから、ずさんな計画じゃないか、とんでもないというような意見がありまして、それからもっと市民のいろんな意見を聞くために委員会に呼んで審査をしてこなかったんじゃないかというような今の質問でございますけれども、委員の中からこういうものをもっと呼ぶべきだというような提案というものはございませんでして、そのような形にはいたしませんでした。

それから、ずさんな計画云々というような話でございますけれども、確かに審査の途中で、経過ではっきりとした、こういうふうにするんだ、例えば看板はここに立てて文言はこういうふうにしてやるんだというような具体的な整備計画というのは、今の状況では出していただけませんでした。しかし、これからこの条例が通ったならば、即座に具体的な計画を立ててやっていきたいというような当局の話はございました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 委員の皆さんと委員長とに食い違いがあるんじゃないですか。そういう市民の意見を聞いた審査をしようという提案がなかったと委員長は言われていますが、委員の方はそういう提案をしたと、それを提案と委員長が受け取らなかったんじゃないんでしょうかね。そういう疑問をまず投げかけておきたいと思います。

それから、出されたものは正しいものを審査したんだと、こうおっしゃいますが、具体的に申し上げますと、あじさい公園の入園料の徴収員の資格は、市の入場料でありますのでどういう資格が必要と考えているのか、どういう審査をされたんだと。そして、そのゲート2

カ所、7,102円、2人、30日、42万6,120円だと、こういう積算をされています。2人ですよ。7,102円というのはシルバー人材の6,700円のこれに一定割合6%の上乗せをした7,102円だと。2人でやるんだと。ゲートは3カ所ですよ、提案されているのは。こういう議案が提案されているのにおかしいんじゃないですか、これは。当局の言ってることと出されている内容が一例を挙げればこういうことです。それらのことが随所に出てくる、予算上。それで、315万円の収入をどうそれを支出するのかと、それは公園整備とイベントにあるよと、こういうぐあいに当局は言ってるわけですから、その315万円の収入をどこにどういうぐあいに支出する予算になっているのか、それが妥当なのかという点の審査をどうされたかお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時 4分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの1番議員の質問に対しまして、産業厚生常任委員長の答弁を求めます。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それでは、2点ほど質問が最後にございまして、委員会で一般の人だとかいろんな方面の人の意見を聞いて、委員会室に呼んで意見を聞くべきだということの委員からの要望はございませんでした。この議案審査の中において、広くみんなの意見を聞くというのが欠けていたんじゃないかというような、そういう意見は審査の中ではございましたけれども、委員会に云々ということはございませんでしたので、委員長としてそのようなことを怠っていたんじゃないかということですが、そのようなことは決してございません。

それから、予算の面で料金徴収が2人云々という話ですが、当局の説明の中で2人は臨時で対応するという話がございます、3カ所ですから、もう1人は職員なりボランティアというような形の中で、もう1人を対応していくというような話はございました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。最後です。

1番（沢登英信君） 最後の質問をさせていただきます。

やはり産業厚生委員長の職務は、市民の意見が広く反映されるように取り計らうという

ことが委員会の委員長としての大きな職務の一つではないかと思うわけです。ですから、各委員から提案がなくてもこの内容から見て、当然市民の意見を広く聞こうと、こういう姿勢をとるべきではなかったのかと私は思うわけです。なぜ委員長としてそういう姿勢をとらなかったのかということと、先ほど3対3になって4人目の委員として結論を下したと、こういうご答弁でありますけれども、やはり委員長というのは4人目の委員だというような理解では議会制民主主義そのものを逸脱するということに私はなるのではないかと思うわけです。この点についての見解を改めて委員長に聞きたいと、こう思います。

以上です。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 今、委員会の中で委員長としてそういうものを広く意見を聞くために、委員長自らそういうものを提案すべきではなかったかというような質問でございますけれども、参考意見として伺っておきたいと思えます。

それから、委員長の結論を伺っているようでございますけれども、あくまでもこの場では委員会審査についての委員長としての報告でございますので答えられません。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 指摘してください。

1番（沢登英信君） 渡し船の料金体系はどういうぐあいになったのか。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 渡し船につきましては、これは観光協会で行っているという中で、決定というような話じゃなくて、こういうふうに使っているよというような話の中で、今100円、100円ということになっておりますけれども、200円を入場料を含めて100円というような話が出ているというようなことで、決定事項ではございませんが、そのような話はございました。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

1番。

11番（土屋誠司君） 一般会計の山の家の六拡で念願の水道が来るということはまことにうれしいことでして、これは当初六拡をつくる区域を決める前に山の家に水が枯渇してない

ということで、あそこへ水が来たわけです。その山の家が一番メインであそこの区域が決定されたと思うんですね。その山の家に対して、水道の、一昨年ですか、本管まで完成しております、その当時の取り出し管が25ミリということになっていまして、この25ミリでは直結ができないということを知りました。それについて、はどのようなことになったのかということを知りたいのですけれども、25ミリではできないということは、当初から山を家の容量を計算して直結にはどれだけの口径が必要だったかということと、このできないということは設計ミスではなかったかと思うんですよ、25ミリにしたということは。その辺はどのように審査して修正をされたかどうか、この25ミリのままでいくとタンクへ1回貯水してまた再貯水するとランニングコストがかかってくるわけですよ。それで市の負担がそれだけ増えるわけ。だから、山の家のためにこの水をつくったのに直結ができないということはいかがかなと思ひまして、その辺についてお伺いします。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） あずさ山を家の給水接続については、25ミリでやるというような話でございました。それについては、25ミリで入れるということは受水槽を設けまた効果タンクを設けてという設備が、今までの設備を当局の説明ですとそのまま使えるということと、それから給水の料金のことにも関係しているというような説明もございました。確かに、直結できれば手間がかからないのは事実でしょうけれども、当局の説明ですと圧力が、例えばトイレのフラッシュを全部一度に使った場合に圧力が落ちると、近隣にも影響してくるというようなことで、直結にはしないというような説明がありました。ただ、今までの設備をそのまま使えるという形の中で、維持管理費という面もあるとは思ひますけれども、そのまま受水槽、防火水槽をそのまま使ってやるという、25ミリの形でやるというような説明はございました。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 25ミリは間違いじゃなかったかということを知っているんですよ。25ミリだとトイレとか使って圧力が下がるといっても、あそこは5キロだか7キロで送ってくれるから圧力はそんなに下がらないと思うんですよ。だから25ミリじゃなくて何ミリだったらよかったんですかね。そういうことは審査されましたか。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 何ミリだったらよかったのかというような委員からの質問はそのときは出なかったです。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

9 番。

9 番（増田榮策君） 補足します。

それは、管理の状態から 25ミリ管を一たん現在あるタンクに入れて、そういう管理の仕方をしたいということで、そういう方式をとったということであります。

議長（増田 清君） 質疑ありますか。

3 番。

3 番（伊藤英雄君） 先ほど沢登議員の質疑の中で、可否同数のため委員長が決定をされたというようなご説明があったわけですが、委員長には採決の権利がないわけですよね。基本的にはない、委員が持っている。しかしながら、可否同数の場合にはやむを得ず委員長が決定をせざるを得ないわけなんです。委員長は原則的に言えば採決権がありませんから原則としては現状維持だと。保守主義の原則に基づいて委員長裁決は行うというのが基本としてあるわけですね。それは委員長には採決か、よし賛成、反対がないからだ、あくまでも賛成、反対に対して中立的な立場を守るというのは原則だということから出てるんだと思うんですよね。とはいえ、すべてそうしなければならないものではない。委員長の強い考え、判断があれば現状維持の原則を異なった決定をすることもあるのかなと。ただその場合には、委員会の報告だけではなく委員長自身の見解によってこの決定がなされた、異例ではありますけれども、それが今回のあじさい園の産業厚生常任委員会の決定ではなかったか。

そこで、お尋ねをしたいんですが、条例上説明を受けますと3カ所に人員を配置すると。2カ所についてはこれは市が頼みお金を払ってやると。1人もう1カ所はボランティア。料金を取るのに、やはり当然ながら責任が発生する、まして税金を預かる。したがって、これが雇用あるいは指示命令の中で本人に対して給料報酬なりを払って行うのと、あくまで任意でおれはボランティアだよと、好きでやってる、好きでやってるという言い方もおかしいけれども、公共料金を取り扱うのにボランティアに任せるといのはいささか問題があるんじゃないか。やはりそこはかなり監督をしっかりとするためにも、そして行政として労働を、これはある意味で命じるわけですから、料金を徴収するということ命じるわけですから、それに対して料金を払わないというのも、これまたいささか問題があるんじゃない

かと。このことに対しての産業厚生委員会の決定のいきさつからいけば委員長の強い判断、意思というもので決定されたという経緯からいけば、ぜひ委員長のその点に対する見解を求めたい。

それから、答申のほうでは2カ所できている。予算のほうも2カ所です。これが観光関連業者という委員長のご説明でしたけれども、観光関連業者の要望により範囲を広げた、こういう答弁があったわけなんです。議会に提出される議案として出される、そして審議をする、そのことは変な言い方ですが、ある団体の思いつきですとか、思いつきということは不適當かもしれないですけども、ご考えによってやる。しかしながら、ルールに乗ってこれまでは公共料金等審議会で審議をしっかりと、そこでまとめたものを当局がそれなりに吟味をするんでしょう。そして議 会に提出するという手順の中で行われている。ところが今回、審議会での審議内容と全く違う ものが、そして予算とも違うものが 提案をされている。これは極めて異例の事態だと思うんですね。先ほどの委員長の報告によれば、事後に連絡して了解をとったよと。しかしながら、事後に了解をとったというのはもう結論出しちゃったからごめんなさいと謝っているだけの話で、これは公共料金審議会では実は審議されていない。これはまた非常に異例な事態、そのことに対する委員長のご見解をお尋ねしたい。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 可否同数で委員長が最終的にどちらかに答えを出したからということで、委員長の見解を述べよということでございますけれども、最終的にどちらか、あのまま黙って私、あそこに座っているわけにいかないものですから、どちらかに最終的に決定をしなければならないという場面に、一番最悪な場面だと私はあのとき思ったのが事実でございますけれども、あの場合どちらかにし なければならないということで決定をさせていただきましたけれども、やはり皆さんもご存じのように、この疲弊 した観光関連にも何とかしなければならぬと、私ずっと見ていて、予算も毎年毎年いろん な面で減ってきている。特に観光面も同じような状況があるわけですけども、あじさい園を見ましても、やはりこのままでいいたら、なかなかだんだん状況が悪くなるのじゃないかと。ここで一つアクションを起こして、これが有料化という形になるわけですけども、何とかここでもち返してあじさい園に1人でも多くのお客さんが来てもらい、それを見たお客さんがあよかったと、下田はよかったよという、河津だけに言わせるんじゃないかと下田も言わせたいよという、そういう気持ちもあって最終的な決断をしたというのが現実でございます。

それから、徴収場所の件ですけれども、予算面で2人は臨時対応だと、1人は先ほど伊藤議員が言われたとおりボランティアでその辺からボランティアを連れてきて、おい、あんた頼むよということは絶対できないと思いますし、当然公共料金を徴収するわけですから、それなりの手続も必要でしょうし、それははっきりとしたそのときにそれではどうするんだと、それでは職員で対応する、どういう人間をとという細かい部分の審査までに至らなかったけれども、そういうのは対応していくという話がございましたもので、それ以上ちょっと踏み込まなかったというのがありましたけれども、私は、職員対応なりそれなりの手続を踏んだしっかりとしたものをやっていただけというふうには思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 確かに何回か審議会で協議をして、それからある程度結論が、審議会の答申が出た後に、主に船の料金徴収と有料化になった場合の料金との絡みというのが主な大きな問題になって、一回いろんな観光関連団体から話があって、その中で、その話の経過の途中の中で、それでは全体から徴収があってもいいんじゃないかということで、この有料化というものは以前からいろいろと話もあったけれども、途中では募金箱を置いたらいいんじゃないかとかいろいろ話はあって、少しでもあそこをよくしていこうという中で、募金箱というような途中で経過もあったようです。今回、有料という形の中で話があって、広さの面についても途中から出てきたという話でございますので、確かに筋道を立てた審議をすることができなかったのは期間的な面、いろいろと考えると確かにあったとは思いますが。それは我々も委員会の中でも了解はしておりますが、委員長の意見ということでしたね、それについても委員長はどう考えているのかということですからけれども、時期的な面とかそういう面を考えるともっと時間をかけてやるべきではないかという、ある部分そういう面も確かにゼロではなかったわけですから、先ほど私が申しましたようなことを考えて結論をしたわけでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の委員長の答弁をいただきまして、幾つか明らかになったと思うんですけれども、やはり審議会の審議内容と全く違うものが今回議案に出された。そこにおいては幾つかの不備がある。なぜ広がったかということについてはある観光業者の要望で変わってしまったという。本来であれば、もう一度審議をするあるいは要望は要望として受け

入れ、今回は答申を受けた内容で議案として提出をして議決を受け、実施する中でその要望について考えていくと、通常であればそういう方針をとるかとも思うんですが、それをとらずにかなりよほど強力な観光関連業者の存在であったんでしょうが、変わってしまった。あじさい園の祭が大きく変わった。思えば、あじさいの花言葉は心変わりでありましたが。

条例上、3カ所、3人そして予算上は2カ所、これは委員長もおっしゃったように本来であれば予算をしっかりとって、人件費は仮に職員でやるにしても職員の人件費として上げなければおかしな話になるわけなんですけどね。その辺も、委員長も実際認めておられたということで、トータルとしますとどうも無理押し、ごり押しの印象を受ける、あるいは急ごしらえの印象を受ける。ここはじっくりと、特に祭まで1カ月少ししかありませんから、観光客、市民に対しても広報する期間がほとんどないわけであります。市民と観光客を分けるのに免許証であるとか国民健康保険証とかいう話も出ておりますが、実際に多くの市民があじさい祭で行っておるんですが、免許証を必ず持つとか保険証を持っていくということが1カ月余の中で本当に周知されるのかどうか。また、多くの高齢者では免許証を持っていない方も大勢おります。そうしますと、非常に混乱が予想されます。この混乱を考えると、何が何でも今年やらなきゃならないものではない。もし本当に必要であれば、やはり議案に提出される内容のものを審議会で審議をされて、そして多くの市民の理解も得、議案の審議として不備のないようにしながら、そして市民への周知あるいは観光客への周知の時間を十分にとってやられることがいいんじゃないかと思っておりますが、最後に委員長、その点に関してはどうお考えでしょうか。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 委員会の中でも、ご存じのように半々ということでございましたもんで、いろんな意見がございました。それには伊藤議員の言われたものが、ある意味反対という形の中のほとんどの意見でございました。確かに急いでいるというようなものもゼロではないとは思いましたけれども、やはり先ほど申したように、どこかで変えないと、これ来年そのまま置く、再来年またそのまま置くということでは、どこかでアクションを起こすというのが、下田市が余りアクションを起こさない下田市、その中でもここでアクションを起こすことが変わっていくきっかけになるんじゃないかと。このまま見送る、そうすればまた変わらない、変わらないよりは悪くなっていく、そういうふうに私も考えて、どこかでアクションを起こすということが重要じゃないかということで、あえてそのような

結論をさせてもらったというのは事実でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時40分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教常任委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第22号 平成20年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

4) 議第23号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

5) 議第25号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計予算。

6) 議第26号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

7) 議第28号 平成20年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

8) 議第29号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

9) 議第31号 平成20年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

10) 議第32号 平成20年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

## 2. 審査の経過。

3月17日、18日、19日、25日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、高橋教育長、森会計管理者兼出納室長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、村嶋税務課長、山崎市民課長、金崎学校教育課長、鈴木生涯学習課長、土屋監査委員事務局長、鈴木議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

1) 議第15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第22号 平成20年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第23号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第25号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第26号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第28号 平成20年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算に対して、伊藤英雄君ほか 2 人から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

3 番。

〔3 番 伊藤英雄君登壇〕

3 番(伊藤英雄君) 議長の指名により、議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算に対する修正動議、上記の動議を地方自治法第 115条の 2 及び下田市議会会議規則第 17条の規定により提案をさせていただきます。

お手元の資料を見ていただきたいと思います。

議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算に対する修正案。

議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中「86億 1,300万円」を「86億 985万円」に改める。

第 1 表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

1 歳入

14款 1億 8,320万 5,000円を 1億 8,005万 5,000円に、 14款 1項使用料 6,273万 9,000円を 6,058万 9,000円に、歳入合計 86億 1,300万円を 86億 985万円に修正するものです。

## 2 歳出

6款商工費 1億 2,340万 8,000円を 1億 2,279万 8,000円に、 6款 2項観光費 1億 433万 8,000円を 1億 363万 8,000円に、 7款土木費を 9億 9,859万 5,000円を 9億 9,614万 5,000円に、 7款 5項都市計画費 を 1億 5,412万 2,000円を 1億 5,167万 2,000円に、歳出合計 86億 1,300万円を 86億 985万円に修正するものです。

これは、あじさい園というか、いわゆる下田公園の有料化に関する歳入・歳出を削除するものであります。

この削除の理由は、今回、議第 21号において、下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてが提案されたわけではありますが、これまでの委員長報告、それに対する質疑等の結果からも明らかなように、まず都市公園審議会の審議内容とは全く、全くと言っては失礼ですね、範囲の異なる提案がなされたものである。これまで公共料金の審議においては、この審議会の答申を受け、それが議会に提案されると、こういう手順を踏まれてきたものであります。観光業界団体の要望により審議内容とは異なる提案がなされた。このことは極めて異例であり、内容の十分な審査が行われたとは言いがたいものであります。

また、実施に向けての期間が1カ月有余しかなく、観光イベントとしては十分な観光客、観光業者、市民に対する周知期間がとれないものであります。このことによって、現場では市民であるのか市民でないのかの確認そして有料そのものを知らない観光客、こうしたことを考えると現場での相当な混乱が予想され、何が何でも今年の5月に行わなければならないというものではないことを考えると、いささかこの4月からの実施には疑問が持たれるところであります。

また、委員長のほうから賛成意見としてやはり実施をしなければならないというご意見もありました。しかしながら、この3月議会において議決をしなければ永遠にあるいはその後数年この有料化ができないというものではありません。当局がもう一度議案に提出された内容を公共料金審議会に諮り、そこでの答申を受け6月議会に提案することも可能であります。そうすれば、観光業者へも市民にも十分な周知期間がとれ、無用な混乱を避けることができるわけであります。

また今回、答申でもありましたが、あじさい園の整備の必要性はひとしく議員の皆さんが持っておられるところでありまして、私自身も感じております。しかしながら、今回の議案

の説明の中では、観光イベントの費用が足りないという点が強調され、肝心かなめのあじさい園の整備というものに対する計画が明示されておりません。料金を徴収するようになれば、一般的には観光客入場者数が減少することが予想されるわけであります。本来ならば一人でも多くの方にあじさい園に入っていたかなければならないところではありますが、万やむを得ず料金を取り入場者数の減少を図る。しかし、それがその入場料によってあじさい園が整備され、よりよいあじさい園になるならば、一時的に減った入場者数、観光客もまた盛りかえってくることも予想されるわけであります。

したがって、有料化が何が何でも悪いとか観光客が減少すると主張するものではありませんが、やはり有料化に当たっては、あじさい園の整備計画、こういうこともまたしっかりつくっていく中で行われるのが適切ではないかというふうに考えます。

したがって、今回の下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、もう一度よく当局において考慮をされ、改めて提案するのが適切ではないかと考えているわけであります。

そうしますと、当然今回提案されている予算に対して賛成できないわけでありますが、すべての予算に対して反対するものではありません。私が反対するのは、下田公園あじさい園に対する歳出、歳入のみを反対するものでありますので、ここで予算の修正を行っていただき当初予算の可決を速やかに図っていただきたいという思いの中で、予算に対する修正動議を出させていただきました。

議長（増田 清君） 提出者の説明を終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

14番。

14番（森 温繁君） ただいま伊藤議員のほうから修正案が提出されましたけれども、これは2号の条例と関連する事項でございます。普通、当局としては2号、要するに条例と予算は一体して出すのが慣例でございますので、こういう措置で入ってきているわけですね。2号に対しては委員会では可決というあれが出ております。そうすれば予算のも当然そういう措置になってくるわけですけれども、あくまでも2号に関連するのでございますから、21号が否決されたらこういう形になると思います。その関連性をどう考えて提出したのか、その点1点お聞きしたいなと思います。

議長（増田 清君） 3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） この点でも今回の条例の提案は極めて異例と言わざるを得ません。3月予算に直接関連する条例の改正は、それ以前に6月なり12月あるいは9月といった段階で提案されれば、今回のこのような修正の必要もなかったのですが、3月予算に関する条例が3月議会でこのように審議されるという異例の状態を受けたわけでありまして、2号の質問のように、2号の条例が可決をされれば予算上はこの予算が必要になると、こういうことになるわけでありまして。しかしながら、この点については2点ほど考えました。1点は、条例では3カ所3名必要であるが、この予算書は2名2カ所であると。条例と予算案が不一致である、これが1点。もう一つは、私自身がこれまで述べましたように議第2号の条例については時期尚早であるという考えを持っております。したがって、この考えの中でそのまま予算が来れば、当然予算案に反対せざるを得ないわけでありまして。しかしながら、当初予算全体を反対するというのは、これはこれまでの議論もあったように大変なことが起きるわけですから、実際に予算が否決をされれば、

したがって、そういうことを防がなければならない。仮に、この否決が反対である以上、この予算に賛成するわけにはいかないんですが、かといって予算全体に対する反対はできない。したがって、ここであじさい祭に対するところだけを変えていただければ予算には賛成できます。またそうしなければ、予算に賛成しなければ自分の考えが首尾一貫しないということで今回修正案を出させていただきました。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。議席にお戻りください。

以上で委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩とします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 議第 14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の意見を述べさせていただきます。

後期高齢者とは 75歳以上の人のことであります。国保や組合健保や政府管掌保険などのどの保険に加入している人も、すべて 75歳を迎えますと別枠としてのこの医療制度に強制的に加入させられるという制度となっております。そして、この医療費の 10%を 75歳以上の人に負担をさせようと、年間 7万 5,000円からの負担額が今想定をされているところであります。

しかも、年金月額 1万 5,000円以上もらっている人からも年金から天引きをすると、生活設計がなかなか立たなくなるような方からも強制的に天引きをしておもうという内容になっているわけでありまして。さらに、現在扶養親族として社会保険等の息子さんあるいは娘さんの親族になって扶養になっている方々は保険料を払っていないわけでありまして、この方々からも高齢者の医療保険を徴収をするという内容になっております。余りのひどさに、政府もこの点については 6 カ月先に実施を延長をすると、こう言わざるを得ないような悪法であることは明らかであると思っております。

戦後の経済を支え、今日の日本を建設してきたそのお年寄りの人たちへの敬老の精神を全く投げ捨ててしまう政策であると言わざるを得ないと思っております。新制度は、後期高齢者が払う保険料の 10%、健保、国保の医療保険からの支給金が 40%、そして国及び地方自治体によります負担は 50%というこういう医療費の枠組みでスタートをするわけでありまして、まさに団塊の世代の方々、2020年から 2025年にかけて 75歳になる世代の人たちの想定をして、国や企業が負担をしてきましたこの医療費分を、負担をしないで高齢者自身に負担をさせようということでありまして。

したがって、高齢者の人口が増えれば 10%ではなく、これが 12%、15%あるいはこの医療費の 20%分を 75歳以上の高齢者に負担をさせるという内容になっているわけでありまして。さらに大変なことは、うば捨て山と言われるこの内容は、高齢者医療はやがて死期が近い人たちである、終末医療である、病院からお年寄りを追い出す、23万床ものベッドをなくしてしまおうと、そして入院している方の高齢者の入院も期間を短縮し治っていないのにどんどん病院から追い出すと、こういうことをしようというわけでありまして。

このことによって政府は 5 兆円もの医療費の削減をこの高齢者の終末医療、病院から追い出していくあるいは在宅で治療しなさいという言い方ではあります、ひとり暮らしのお年

寄りが在宅でどうして看護を受けることができるでしょうか。家族もいない、こういう中で入院をしなければならないという人たちへの配慮が全くされていない。

そればかりではなくて、この法律の裏にありますのは医療費を削減をしようという柱しか見えてこないわけであります。この制度の中止を今全国 500を超える自治体で決議がされているところであります。中止、撤回あるいは見直しを求める多くの自治体の決議あるいは意見書の採択が進んでいるところであります。この制度の欠陥は、るる申し述べてきましたように、この非人間性、75歳以上という歳を重ねただけで別枠にされてしまうと、人間性が否定されると、うば捨て山医療だと言われるゆえんであると思 います。世界に例のない医療制度を発足させようと、こういうことであります。そして、その下請を 下田市の条例で進めようということでありますので、国が決めたから 進めなければならないということではなく、まずいことは国が決めようともまずいと、考え直せと、こういう姿勢をとるべき自治体の、国・県・地方自治体がそれぞれ平等の権利を持っていると、地方自治の本旨に照らして国が決めたことであってもまずいことはまずいと、こういう声を大きく上げていくべきであると、私は考えるものであります。したがって、この下田市の後期高齢者医療に関する 条例の制定については反対であります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） ご承知のように、我が国は少子高齢社会を迎えております。高齢になれば体のどこかが悪くなっていく、そういう中で、我が国の医療費もますます増加拡大の一途をたどっておるわけです。この保険は、我が国においては共済保険、社会保険、国民健康保険に分かれてやっております。高齢者はほとんどが国民健康保険で老人保健という形でやっておりました。しかし、地方では都市に比べ、少子高 齢の度合いが大きく保険料の負担が若い人に集中されてくるような事態が生まれておるわけです。

これから団塊の世代が60歳を超え高齢者になっていく。その医療費をすべて若い人に負担させていいのかどうか。また、負担し切れるのかどうか。高齢社会においては、高齢者自身の医療費負担というものは避けられないものであります。もし、高齢者の医療費負担をしなければ、それは若い人にすべて、そして人数は若い人よりも高齢者のほうが多くなる、高齢社会は間違いなくやってくるわけであります。将来にわたる安定した医療サービスの維持、そのためには後期高齢者制度は一つの有効な方法であると考えます。

よって、本議案に賛成するものであります。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 議第 16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

市職員の給与を3年引き続いて人事院の勧告を無視し引き下げると、本年度は平均で6.8%、こういう数字を出しているところであります。既に平成18、19年度で職員の人権費は3億円を超える人件費が削減をされてきていると思うわけであり、まさに財政再建のこの方向が人件費や補助金の削減によって進めようと、下田市の集中改革プラン、国が押しつけてきましたこの政策に基づいて進めようとしているわけであり、静岡県下でもまさに下田市の職員の給与が一番安い、こう言っても語弊がない実態になっていようかと思いません。現時点のラスパイレス指数は85.8ポイントであると、こう当局は言っているわけであり、例えば、大卒の初任給を比較してみますと、熱海市、西伊豆町ともに17万6,800円です。しかし、下田市では16万9,600円です。その差7,200円も下回っております。しかもこれが先ほど言いましたように、人事院勧告という働く人たちの労働三権を否定する代表措置として人事院の勧告がなされているにもかかわらず、この勧告を3年間も無視して進めようとしているわけであり、初任給で7,200円の差は、勤続年数を重ねれば重ねるほどその差は開いていくという給与体系になっているわけであり、

したがって、去年は29人の職員が退職したわけですか、今年度も2人の職員の退職が予定されていると聞いているわけであり、まさに、集中改革プランで決めた計画を20人もオーバーをして定員減になっているわけであり、定員減をしようということではなく、優秀な人材が下田市から去っていったという現実が一方ではあると思うわけであり、そしてその具体例としては、保健師さんやあるいは技術職、大卒の応募者が下田市にないという事態が立ち至っているわけであり、下田市の行政を支える優秀な人材を、給与が安いことにあるいはその他の理由もあるかもしれませんが、それを大きな理由の一つとして応募者がいないと、このような事態に立ち至っているわけであり、

公務の仕事は、ほとんど市の職員で賄われていると言ってもいいと思うわけであり、職員のリーダーシップによって行政が進められていることは、だれしもが疑わないところであると思えます。

そして、自治体は国や政府機関の承認のもとに、下水道、道路、橋をつくって市民の生活を守っているわけですが、まさに財政の再建、財政の危機が何で起きたのかと、国から来るべき補助金や地方交付税が三位一体改革によって一方的に削減する、それが平成16年には4億円を超えるような額になる。それらのほとんどを人件費削減で賄っているわけであり、人件費の削減が市民のサービスの側に回されているなら、少なくとも、ほとんど国から借りた借金返済に充てられていると、こういう事態になっているわけであり、

こういうことから考えますと、最低の人事院の勧告、近隣の西伊豆や南伊豆町よりも給与が悪い、このような実態は早急に改めるべきことである。しかも集中改革プラン、当局自身が自ら出した計画に従っても人員の削減、給与の削減は十分に計画をオーバーして達成されていると、こういう事態にもかかわらず、今年度も職員の人件費によって集中改革プランを進めようというようなことは、市の経済を活性化していくためにも間違いであると私は考えるものであります。

以上の理由によって、この議案に反対するものです。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

下田市が厳しい財政運営の中、集中改革プランを推進していることは皆様ご承知のとおりです。市民の皆様にもご迷惑をかけなければならない状況下で、市職の皆さんがそれぞれの生活設計のある中をご協力いただいた結果の条例改正案です。大変ありがたいと思っています。私はこのご協力いただいた1億円弱の大切なお金を、間違いなくより有効に使われたかどうかをきちんと決算で審査することが、市職の皆さんの気持ちにこたえることだと思っています。

よって、議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第 17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 議第 18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

下田市の 5 割以上がこの国民健康保険に加入をしているわけでありまして。この保険の運営が民主的に進められるかどうかということが大きな課題の一つであると思っておりますが、そのポイントは税が公平であるかどうか、また十分な医療が受けられるかというのがポイントであると思っておりますが、この議案は税の公平をどう図るかという議案であると思っておりますが、後期高齢者医療制度ができたために、従来の国保の県下でも一番高いと言っていい下田の国保税、しかも固定資産税割が、率が大変高い。近隣の南伊豆町や西伊豆町あるいは松崎町、河津町と比べても、大変高い税率となっているわけでありまして。

その一方で、運営は 1 億円を超える積立金があり、今年度の決算でも恐らく余裕金が出るということが大きく見込まれているわけでありまして。ぜひとも、取り過ぎた保険料は下げて公平な保険料にしていくという努力が求められているにもかかわらず、その点は全く考慮がされず、新制度に合わせてこの料金率を案分しただけという議案であります。

そういう点で、反対をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 賛成意見をさせていただきます。

現状基金は1億700万円という基金があり、この基金が安定な基金とは言えず、突然の医療費の高騰等も考えられ、はっきりとした数字が出ない現在、6月の時点を見てからの6月の議会において、国保料の改定なり何なり前向きな形で検討していくという課長の答弁もありましたので、これにて6月の時点を見ての結果で判断していこうと、そういうことになりました。

以上のとおり、賛成とさせていただきます。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 下田公園の持っている性格からいまして、ここ、あじさい園で入場料を取ってイベントの費用に充てるというような方向を出すべき課題ではないと。基本的にこれは間違っている条例であると。市民の賛意も得られないし、お客さんがかえってあじさいはどこにでもあるわけですから、おもてなしサービスをしようというそのお客さんに対してサービスを提供するのではなく、先にお金をくださいよと、入場料をくださいよと、とんでもない、そういう意味では考え違いの条例だと思います。

そういう点で、これは否決すべき内容のものであると、こう考えるものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

14番。

〔14 番 森 温繁君登壇〕

14番(森 温繁君) 下田市は、一年中花のある町として観光客誘致を図ってきた経過がございます。当時は日本一の水仙、日本一のあじさいの町として自信を持って宣伝してきました。近年は、水仙もあじさいにしても日本一の地位が大変危うくなってきております。今年の水仙まつりでとったアンケートがございます。その中でも、基金でも料金を取ってでも、もっともっと整備をしてほしい、そういうアンケートがたくさんありました。

特にあじさいについては、花が美しく咲いている間に枯渇させないように整備をし、年々来ると感動を与えるような下田公園にすべきであると思います。特に、来年はフラワー都市の開催地でもあります。入園料が無料でも遠くからやって来てがっかりさせて帰るより、有料でも喜んでもらえるようにするのが思いやりの精神ではないでしょうか。この条例は有料でも負担は少しですし、無料の駐車場もあります。観光客の皆様方には大した負担になっておりません。お客様よりいただいた基金で、本当の意味の日本一のあじさい公園を目指すための条例と理解しております。

この観点から賛成意見を述べました。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

5番。

反対ありませんか。それでは賛成で結構です。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番(鈴木 敬君) 都市公園条例の改正、あじさい園の有料化に賛成する立場から意見を申し述べたいと思います。

反対意見の論点は、私としてももっともだと思える点が多々あります。実施までに時間的余裕が余りに少ないのではないかと、あるいは今のあじさい園の状況で果たしてお金が取れるのか、かえって来園客が減ってしまうのではないかと、1年間なり時間をかけ計画をしっかりと立て、準備をしてから有料化すべきではないのか、そのとおりだと思います。

しかしながら、現実のあじさい祭の実態、その内実を見てみると反対意見の論点は余りに理想論に過ぎるのではないかとおぼろげに思われます。あじさい園の有料化は、あじさい祭の期間中、あじさい祭の入場料として徴収するものであります。観光イベントとしてのあじさい祭を実施するのでなければ、何ら有料化なんて問題は生じません。問題はあじさい祭の誘客数が年々右肩下がりに減少していること。これからもあじさい祭を続けていくためには、今何とかしなければならぬこと。

そして、あじさい祭の衰退の原因があじさいの花の整備が十分でないなどを含めて、主催

者たる観光協会及び観光課の力量不足にその原因があるのではないかと思えることにあります。観光協会の弱体化は顕著であります。あじさい祭に限ってみても、単に抹茶のサービスや下田太鼓などのアトラクションを打てなくなっているということだけではなく、公園広場に設置していたあじさい祭の本部建物さえもつくれなくなってきました。本部建物は、あじさいの花や関連小物を売ったり、何よりも祭の期間中の連絡や案内所としての機能をしていましたが、その建物さえ設置できなくなっております。これは観光立市といいながら観光予算を削りに削ってきた、そして観光業界に対して自助努力をしるというだけで補助金を削りに削ってきたこれまでの観光行政、なかんずく市長にその責任があります。また、自助努力の必要性を十分に認識できない自己改革できない観光協会自身にも責任があります。

しかしながら、あじさい祭は続けなければならない。だとしたら、主催者である観光協会に1カ月間のイベントを打ち続けられるだけの予算措置を施さなければなりません。それが有料化だと思います。あじさい園をより魅力的に十分整備する、そしてあじさい祭に来てくださった観光客をより快適におもてなしする、そのために交通体系までを含めた受け入れ態勢の充実・整備をする、その原資をつくるのが有料化だと思います。では、なぜ1年後ではだめなのか。1年後でもいいんです。市がしっかりとあじさい祭に予算をつけてくれて、また1年後には立派なあじさい園整備計画が作成、提出されますと保障してくれれば、それは構いません。しかしながら、これまでのあじさい祭の実態また市・観光協会等々の動きを見ていると、その保障は限りなくあやふやに思えてきます。

交通体系一つをとっても駐車場の確保の問題、それに絡めて旧ドック跡地の動向、あるいは南高跡地の活用法、また旧町内に点在する駐車場の活用の仕方など、そしてそれと関連して渡し船をどうするか、シャトルバスの可能性はなどなど、とても一年一年で確たる計画案が提出されるとは思われません。それよりも、あじさい園の有料化の条例改正案を提出してきたということは、市も観光協会も何とかしたいという思いが強くあるのだと理解し、この機会に本当にあじさい祭の改革に現実的あるいは現場的に取り組んでいくことのほうが大事だと思います。お金をもらうということには責任が伴います。いただいたお金以上の感動を与えなければなりません。後戻りはできません。覚悟してあじさい祭に取り組むこと、そのために有料化を前向きに活用していくこと、それが今問われているのだと思います。

その意味で、都市公園条例改正案に賛成するものであります。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 参考までに反対の諸君の起立を求めます。

〔反対者起立〕

議長（増田 清君） 着席ください。

可否同数と認めます。ただいま報告いたしましたとおり、可否同数でありますので、地方自治法第 116 条の規定により、議長において本案に対する可否を 裁決いたします。

本案については、議長は否決と 裁決いたします。

よって、議第 21 号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については否決されました。

次に、議第 22 号 平成 20 年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

14 番。

〔 1 4 番 森 温繁君登壇 〕

1 4 番（森 温繁君） ここ下田市は、数年集中改革プランに基づき起 債残高を減らすため大変な努力をしてみいました。職員 はもとより我々議員も少しでも市民の要望にこたえるため、努力してきた経過がございます。この状況の中でも、 20 年度の予算は子育て支援や預かり保育、教育にも少なからず目を向けてきております。また、下田中学校の体育館の改修、文化会館の冷房施設の整備等、漁業振興整備や明日の下田を担う子供たちや地域振興のために数多くのものを予算化しています。

この観点から 22 号に対する賛成でございます。

議長（増田 清君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 議第 22 号の平成 20 年度の新年度予算について反対の討論をさせていただきます。

市長の施政方針演説にありましたように、市民の生命・財産を守る、災害から市民の暮らしを守る、大切な仕事であると思いますが、この計画を平成 22年まで立てない。22年までかけて立てるんだ、その実施は 27年度からするんだと、こういう方針であります。

確かに、鉄筋の学校の耐震計画をするお金もかかるということはあるかと思いますが、しかし、その間、地震が来ないとは限らない。どうするのかという方針も全く示しておらず、先送りをしているという実態であります。幼稚園・保育園についても、雨漏りがしている 木造の平屋の建物であります。大きな金がなくても、耐震計画や雨漏りへの対策は十分できるはずであると思います。これらのものは全く手がつけられていない。市民の生命・財産をないがしろにしている予算であると言わざるを得ないと思うわけであります。

さて、今日の不況をどう下田市として克服していくのか、こういう活性化の観点も必要であると思います。86億円からの総 予算の中で約 1 割、8 億 2,000万円余の投資的経費を計上をしているわけですが、その内容はご案内の ように焼却炉の改修が 5 億 6,000万円余だったかと思いますが。あるいは白浜・須崎の港湾の整備、下田中学校の体育館の屋根の 修理、すべて市内の業者というよりも大手の企業に発注をするという市内経済には何ら活性化をもたらさない。例えば下田中学校の屋根にしましても、屋根の張りかえというような事態まで待たず、塗装の塗りかえということであれば経費も少なくて済むし、市内の塗装業者の皆さんがその仕事を担うことができると、こういうことが言えようかと思いますが、そういうような配慮が全くされていないわけであります。

しかも、ごみの減量化が急務であるにもかかわらず、ただ単なる収支が合えばいいと、ごみ袋の有料化は収入が上がったからよかったなど、こういう観点ではいけないと思うわけあります。どうリサイクルが進められ、ごみの減量化が燃やさなくて済む循環型の社会 をこの下田市でどう実現していくかという観点が欠落し、市内業者の 特定の業者との不正常な関係がこれまた是正がされていない。その決意も予算上に見られないという内容になっていると思います。

こういう観点から見ますと、福祉の一定の子育て等の前進面を評価しないわけではありませんけれども、総体として評価ができない予算であると言わざるを得ないと思います。

そういう点で、反対をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

10番。

〔 10 番 大黒孝行君登壇 〕

10番(大黒孝行君) 修正案の案に賛成する立場から議論させていただきます。

るるこの間、議論のなされました内容を加えまして、また先ほどの修正案に対する反対討論にもございましたが、その部分も含めましても大変ファブリックな公園である公園が、何か間取り一色、あじさい一色の感がございます。また、担当課として所管いたします建設課が、全体の都市公園の条例の一部をその有料化という部分だけの提案ではございますが、これは極めて全体の公園が計画的に開発される、市民に喜ばれる、利用を促進する、そういう意味での全体構想がはっきり見えない。

一部議員さんは走りながら、歩きながら、今進めなければいけないという議論もわからないではありませんが、この1年間待ち、そこで一生懸命練るということは周知の期間がそれぐらいは最低でも必要だと、いたずらな混乱、そういうものを避けるためにもぜひともここは少し思いとどまって、1回引き下げて、それから十分気持ちも予算もつける、そうした形の中で改めて出し直すべきだと考えております。

その意味から、賛成を討論させていただきます。以上です。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) 修正案に対する賛成です。先ほど、原案と修正案も行いました。

これをもって討論を終わります。

これより議第22号 平成20年度下田市一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する伊藤英雄君ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 着席ください。

参考までに反対の諸君の起立を求めます。

〔反対者起立〕

議長(増田 清君) 着席ください。

可否同数と認めます。

ただいま報告いたしましたとおり、可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により議長において修正案に対する可否を裁決いたします。

修正案について議長は可決といたします。

よって、議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算に対する修正案は可決されました。  
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。  
お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 22号 平成 20年度下田市一般会計予算は修正議決した部分を除く部分は原案  
どおり可決されました。

次に、議第 23号 平成 20年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること  
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 23号 平成 20年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこ  
れを可決することに決定いたしました。

次に、議第 24号 平成 20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること  
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 24号 平成 20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報

告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 25号 平成 20年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 25号 平成 20年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 26号 平成 20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 26号 平成 20年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 27号 平成 20年度下田市老人保健特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。 本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 27号 平成 20年度下田市老人保健特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 28号 平成 20年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。 本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 28号 平成 20年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をさせていただきます。

この制度は、またこの制度の最大の欠陥は、お年寄りを非人間的に扱うという内容であります。 75歳に達しますと別立ての医療費にし、そしてその医療サービスも別立ての医療サービスにすると、こういう差別医療を持ち込もうとするものであります。その予算であるわけでありますので、国が決めたからといいましても医療の荒廃をもたらし、非人間的なこの医療制度を実施していくということは認めがたいと思うわけであります。

そういう観点から、この予算にも反対を するものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 29号 平成 20年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 30号 平成 20年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 30号 平成 20年度下田市集落排水事業特別会計 予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 31号 平成 20年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 32号 平成 20年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

ここで 10分間休憩いたします。

午後 1時 59分休憩

午後 2時 9分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第 1号及び発議第 2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第 1号 医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書の提出について、発議第 2号 介護労働者の待遇改善を求める意見書の提出について、以上 2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書 2件につき順次ご説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第1号 医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、静岡県知事に提出するものとする。

平成20年3月26日提出。

提案理由、医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求めるため。

医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書。

静岡県伊豆医療圏内における医師、看護師等の不足は深刻化しております。

伊豆医療圏内に4病院あった第二次救急病院は現在2病院となりました。またお産のできる医療施設は圏内に1つ8ベッドあるだけです。

このままでは、伊豆地区は医療過疎、住民は医療難民とならざるを得ません。

住民が安心して医療サービスを受けるためには、医師、看護師等の就業条件の改善と医療機関へのコスト保障が必要です。

よって国県においては、必要な医師、看護師等が地域医療機関において十分確保されるよう、下記の事項について要望します。

記。

1. 構造的な医師、看護師等の不足を解消すると共に、地方にも行き届いた医療体制の確保を図ること。

2. 救急医療体制の整備、維持、周産期医療体制の整備維持のための支援策を拡充すること。

3. 出産、分娩にかかる無過失補償制度の創設を図ること。

4. 小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。

5. 医科系大学の定員における地域枠の拡充を図るとともに、奨学金制度の充実など、地元への定着を進めるための施策を充実すること。

6. 看護師の夜勤日数の規制や医師、看護師の配置基準の改善など、医師、看護師等の就業条件の改善と確保対策を抜本的に強化すること。

7. 医師不足が指摘されている科目の診療報酬の抜本的見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 20年 3月 26日。静岡県下田市議会。

続いて、発議第 2号。

介護労働者の待遇改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、介護労働者の待遇改善を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成 20年 3月 26日提出。

提案理由、介護労働者の待遇改善を求めるため。

介護労働者の待遇改善を 求める意見書。

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにも関わらず、低賃金、長時間重労働など、その劣悪な労働環境から離職率も高く、待遇改善が待ったなしの課題となっています。早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇も取れない。こうした厳しい現実に直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと、耐え切れず退職していくケースが多発しております。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後 10年間で、40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされておりますが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題です。

介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事をできるよう、また安心して暮らせるよう、政府においては、以下の点について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げるよう強く要望します。

記。

1．全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬の在り方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。

2．福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における福祉人材確保指針の実現を図ること。

3．小規模事業所などにおける職場定着のための取組み支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには、事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 26 日。静岡県下田市議会。

以上 2 件。

提出者、下田市議会議員 鈴木 敬。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、  
同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第 1 号及び発議第 2 号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第 1 号 医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第 2 号 介護労働者の待遇改善を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

発議第 1 号及び発議第 2 号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第 1 号 医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 医師、看護師等の不足を解消し、地域医療体制の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、発議第2号 介護労働者の待遇改善を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 介護労働者の待遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（増田 清君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙の方法については、3月6日、選考委員会を設置し、指名推選 することに決定しておりますので、これより選考委員長より選考結果の報告をお願いいたします。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） それでは、選考結果のご報告をさせていただきます。

3月10日、第1委員会室において選考委員会を開催し、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を次のとおり選考したので、ご報告申し上げます。

まず、選挙管理委員会委員4名でございます。

下田市河内742番地の12、小澤秀一さん。下田市白浜2153番地の1、佐々木静子さん。下田市柿崎7番9号、寺川悦男さん。下田市2丁目13番11号、江波路子さん。

続きまして、補充員の4名でございます。

第一順位、下田市吉佐美1684番地、土屋市次郎さん。第二順位、下田市武ガ浜5番19号、澤路静子さん。第三順位、下田市須原133番地の3、伊澤政一郎さん。第四順位、下田市蓮台寺385番地の5、杉坂典子さん。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田 清君） お諮りいたします。

ただいま報告のありました選考委員会の選考どおり、下田市選挙管理委員会委員に下田市河内742番地の12、小澤秀一さん。下田市白浜2153番地の1、佐々木静子さん。下田市柿崎7番9号、寺川悦男さん。下田市2丁目13番11号、江波路子さん。同じく補充員に、第一順位、下田市吉佐美1684番地、土屋市次郎さん。第二順位、下田市武ガ浜5番19号、澤路静子さん。第三順位、下田市須原133番地の3、伊澤政一郎さん。第四順位、下田市蓮台寺385番地の5、杉坂典子さんを指名し、それぞれ当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま報告したとおり、下田市選挙管理委員会委員に4名の方々、補充員に4名の方々がそれぞれ当選されました。

#### 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から 議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に 付することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） それでは、人事異動と退職者の報告につきましてご説明を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、長期間にわたりまして新年度予算等ご審議をいただきありがとうございました。

今後、適切な予算執行に 鋭意努めてまいり所存であります。

3月24日、市職員の人事異動の内示をさせていただきました。規模的には課長級 10名を含む85名となるものでございます。

また、年度末における退職者は、課長が5名、課長補佐3名 を含む、合計2名となります。採用については7名を予定しております。今回退職者の中には鈴木布喜美教育委員会生涯学習課長、村嶋 基税務課長、磯崎正敏上下水道課長、土屋和夫監査委員事務局長、金崎洋一教育委員会学校教育課長がおります。鈴木課長につきましては 36年と3カ月、村嶋課長につきましては 38年間、磯崎課長につきましては 37年間、土屋課長につきましては 37年間、金崎課長につきましては 35年間、市職員として在職いたしまして、その間議員の皆様方におかれましては、目に余るご指導とご鞭撻を賜りましてまことにありがとうございました。後ほど本人のほうからごあいさつをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ 申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 次に、この3月31日をもって退職されます教育委員会生涯学習課長、鈴木布喜美君、税務課長、村嶋 基君、上下水道課長、磯崎正敏君、監査 委員事務局長、土屋和夫君、教育委員会学校教育課長、金崎洋一君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 大変貴重なお時間をいただきありがとうございます。先ほど、市長から紹介があったとおり、市役所へ奉職して 36年間、あっという間の期間でありました。これもひとえに三役を初め同僚職員及び議員の皆様に支えがあったことと感謝しております。

この間、思い起こすことは、建設課で吉佐美大賀茂線、吉佐美田牛 線、県高規格道路の落合縄地道路の用地交渉、それとか税務課では大口滞納者 との接触、環境対策課ではごみ袋の有料化及び廃棄物処理問題などいろいろありました。今そういうふうな思いが頭をめぐってあります。

それはともかく、課長としてこの議場に入って、大変緊張して毎たび緊張しておりました。については、そのたびに発言があるとときどきしてしまって、何分の1しか答弁がなされなかったと大変反省しております。ただ、このときが来まして何か市役所へ忘れ物、落し物をしたような気がしてなりません。これは沢登議員が一般質問でもありましたが、被告人として裁判が解決しないことで、このまま退職となることでもあります。家族も一抹の不安を持っております。この件につきましては、市長も私と同じであります。副市長も初め、総務課長、議員皆様に今後も協力をお願いし、解決したいと思っております。これからも皆様のご活躍で下田市が活性化するようお願いしております。以上、甚だ簡単ですけれどもあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

税務課長（村嶋 基君） 村嶋 基でございます。

先ほど、市長から紹介がありましたように、昭和 45年、そのときは下田町役場でございましたので、下田町役場に奉職して 38年間、いろいろありましたけれども無事に3月 31日定年ということで迎えさせていただいて、それは上司、同僚そして三役の方々、議員さんのご指導、ご鞭撻がありまして何とか過ごさせていただきました。ありがとうございました。

思い起こせばということになりますと、私、余り役所の人間でこういうものはないと思うのですけれども、入ってから事業畑が多く、今事務屋の事業畑ということで、今の日本の高度成長、そしてバブル、そしてバブルの崩壊、その時々事業をやったり始末をしたりということがございまして、運がいいのか悪いのか、水道の浄水場の完成、中村の区画整理組合の完成、下水道の完成、最後にはプラントはいきませんでしたけれども、時折下田の一大事業というときに、常にその中にいたということでございまして、いろいろ皆さんにご迷惑をかけたことがございますけれども、その時々はその時代によりまして皆さんの考えは違います。その中で私は精いっぱいやってきたつもりで、言うならば、いろんなことがありました

けれども、悔いはございません。その ときの結果というのは後で出るわけですが、その当時は私は最善のことを尽くしたと思っております。今後でございますが、私 は言うならば本郷で育った人間です。稲生沢、本郷が大好きでございます。下田町というよりはよっぽど大好きなところでございますので、そこで何か微力ながらできればと思います。皆さん、今後のご活躍をお祈りいたします。（拍手）

上下水道課長（磯崎正敏君） 私は話が余りうまくないので、ちょこっと話をさせていただきます。

私は、平成 14年から議会のほうに出席をさせていただきまして、水道事業をずっと一本、議会のほうへ、それで 19年には上下水道課長という形になりまして、下水道については1年、こういう形の中で審議をさせていただいた。議員の皆さんのご理解、それからご指導、ご鞭撻によって事業もうまく運んだという怒られますけれども、順調に事業ができたというように形では思っております。退職になる今日まで一つのことをさせてもらったということで、うれしく思っております。

それから今後のことなんですけれども、私も地域で、須崎町なんですけれども、微力ながらできることはやっていきたいというような形で考えております。最後になりますけれども、私が今度は町で議員の皆さん方と行き合いましたら気楽に声をかけていただきたいと思しますので、すみませんけれどもよろしく申し上げます。（拍手）

監査事務局長（土屋和夫君） 私も上がるたちですので台詞 を書いてまいりました。思えば 4年前に課長になりまして、議場のこの赤いじゅうたんの上をさっそうとスター気取りで歩く姿を想像してましたが、実際は手を挙げれば説明不足で暫時休憩、もう 無残時休憩ですね。大変ご迷惑をかける結果となりました。でも何とか皆さんのおかげで退職を迎えることができました。長い間ありがとうございました。（拍手）

学校教育課長（金崎洋一君） 最後になりましたけれども、学校教育課長、金崎でございます。

私は、平成 16年度から農林水産課長として、また 18年度からは学校教育課長としてこの議場の席に一席を預かりました。4年間の短い間でありましたけれども、この間に下田市議会の議場に自席を与えられた緊張と、事務当局の一員として精いっぱいやってきたつもりでございますが、皆様方との出会いが私は大変大きな糧となっているのが今日 ではないかと思っております。下田市の職員として 35年間勤めさせていただきました。この間、皆様のご叱責をいただきながら、あるいはご支援をいただきながら仕事を全うできましたことを心から感

謝申し上げます。

私にとってはこの 35年間のうち議場の 4 年間というのは大変大きな金星ではなかったのかなというふうに私自身は感じております。ありがとうございました。少し早め の退職を決めたわけですけれども、この後は少し本業の第一次産業に打ち込んでいきたいと 、こんなふう に思っております。今大変マスコミをにぎわしております食の偽装ですとか、 いろいろと問題があります。国産材の活用が本当に真剣に求められているときなのかなという感じがしておりますので、昨日までと言いましょかね、ここにいるまでは教育予算の 6.4%がいつもこう頭にあったわけ ですけれども、明日からはぜひそれを少しずつ切りかえるように して、4月1日からは自給率の 40%をカバーする、あるいはこれを上乘せする、こんな 一助が大沢からできたらいいなと、こんなふう に思っております。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） ただいまのごあいさつありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、永 年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意され、ご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間本当 にご苦労さまでした。（拍手）

これをもって平成 20年 3 月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 3 8 分閉会